

小項目 No. 21 組織運営の機動性向上

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 組織運営の機動性向上
小項目	21. 組織運営の機動性向上
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。</p> <p>海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。</p> <p>国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ● 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。 ● 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。 <p>【年度計画】</p> <p>① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、中小企業の海外</p>

	<p>展開支援や本格再開された海外投融資業務等に適切に対応するための体制整備をはじめとする、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。</p> <p>② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、国際業務型法人との連携強化については、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。</p> <p>③ 現地職員の役割の明確化や育成に向けた取組を推進するとともに、海外拠点におけるニーズに応じた適切な人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。</p> <p>④ 移転した旧広尾センター（地球ひろば）の機能について、その役割に応じたより機能的な体制の構築に向けた見直しを進める。関西国際センターに関しては、旧大阪国際センターと旧兵庫国際センターの統合を踏まえた事業内容及び業務量に機動的に対処するための体制の見直しを進める。また、研修員受入事業のあり方を検討し、東京国際センターや横浜国際センター等の役割と機能を整理する。</p> <p>⑤ 国内拠点を通じて多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、国内拠点の統合後も利用者数 470,000 人程度の維持を目指す。</p>
--	---

指標 21-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- 民間との連携事業の拡大（指標 14-1 参照）に対応するため、2013 年度は、民間連携室を民間連携事業部に改編するとともに、2012 年度の日本政府の海外投融資業務本格再開決定に基づき海外投融資案件の審査・監理の強化を図るべく同部に 1 課を増設した。また、2014 年 1 月には、地方の中小企業等との間で一層きめの細かい対話を行うとともに、中小企業と大学・地方自治体・NGO・研修員受入事業協力団体等との連携を促進する観点から、中小企業等の海外展開支援業務の担当部を企画部から国内事業部に移管した。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく広尾センターの閉鎖に伴い、地球ひろばの機能に対応する担当課（4 課）を同センターから一時的に本部（国内事業部）に移管した。
- 他方、国内事業部では体制見直しを行い、1 課を廃止した。
- プログラム・アプローチ（指標 5-1 参照）の推進のため、特定の国・課題について、地域部、課題部及び海外拠点の知見を集約するため、従来の組織を維持しつつ、これら関係部署が密にコミュニケーションを取り、適切に業務を分担することで、複数の部署に関係する複合的な課題についてより迅速かつ効果的に対応するチームを試行的に設けた（7 件）。
- これらの取組の結果、2013 年度末時点で 31 部局所 151 課となった（2012 年度末時点 31 部局所 147 課）。2011 年 4 月比では、6 課増設したことになるが、これらは、海外投融資の本格再開や地球ひろば機能の本部移管等日本政府の政策等に対応したものである。なお、2014 年 4 月には、地球ひろば担当 4 課のうち 1 課を廃止、2 課を東京国際センターに移管したため、31 部局所 148 課となった。加えて、2014 年度は、調達部の課（1 課）を合理化のため削減する計画である。

指標 21-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- 海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、協力実施状況等を踏まえた適正化を図るべく検討を続けている。2013 年度は、3 月 31 日をもって英国事務

所を閉鎖した。英国事務所は、職員1名の必要最小限の体制で運営してきたが、事務所の維持・管理業務及び費用の負担に照らし、閉鎖を決定した。一方で、国際援助潮流の形成に対する影響力が大きい英国での情報発信及び英国関係機関との連携強化は引き続き重要であることから、事務所閉鎖後も連携協力を担当する調査員を派遣し、英国での情報発信及び同国関係機関等との対話・連携に関する業務を行う。

- また、管理体制の効率化のため、東カリブ地域（セントルシア、セントビンセント、ドミニカ）のボランティア事業の管理を、セントルシア支所に集約させた。各国に日本から管理のための人材を派遣し事業管理を行っていたが、3か国は地理的に近接し、かつ事業規模も限定的であることを考慮し、改編を行ったものである。
- 海外拠点の機能的な統合については、「平成25年度の予算編成の基本方針」（2013年1月24日付閣議決定）において、一旦凍結されたが、凍結後も、「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について 最終とりまとめ」（2012年9月7日）の内容を踏まえた取組を継続した。2013年度は、JETRO、国際交流基金、機構が事務所を構えるメキシコシティにおいて、JETROが国際交流基金及び機構の事務所が所在するポランコ地区に事務所を移転し近接化した。他方、JETROと機構の事務所が所在するハノイにおいては、2013年7月までに事務所の近接化を図るべく物件調査を行ったが、優良物件が見つからなかったため、現行物件の契約更新を行った。なお、両法人とも現行物件の契約終了期間を2014年9月末に揃え、引き続き物件調査を継続している。なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（2013年12月24日付閣議決定）において、「本法人と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。」とされており、今後は、同閣議決定に基づいて共用化・近接化の取組を進める。

指標 21-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- 現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な在外事務所の運営を実現すべく、3か年の運営計画を試行的に導入し、各事務所にて計画の策定を行った（2014年度から運用開始）。これまで本部が主導してきた海外事務所の要員や運営経費の管理を、各事務所が主体的に策定した3年間の計画に基づき、その予算枠内で柔軟に運用することを可能とした。
- 現地職員の更なる活用を促進するため、現地職員の役割と必要な能力についての基準等を示した方針を3月に策定した。これにより、現地職員の活用と育成についての職員の意識を高めるとともに、現地職員のモチベーションアップや業務の更なる向上を図る。また、引き続き執務参考資料の英文化を推進するとともに、現地職員に対する各種研修を実施した。具体的には、海外拠点の調達実施能力の強化を図るべく、ケニアでアフリカ23か国の調達担当現地職員33名を対象に調達セミナーを実施した。また米国事務所では、中南米地域の現地職員17名を対象に同地域を取り巻く援助潮流に係る研修を行い、世界銀行等の開発機関やブルッキングス研究所とも意見交換を行った。
- 一方、国内から在外への定員シフトについては、2013年度は困難な状況（2013年度、2012年度ともに国内1,365名、在外433名）である一方、在外業務における主要な戦力である現地職員を含めれば、国内と在外の配置比はほぼ均衡している（国内1,365名、在外1,142名）。国内から在外への定員シフトの制約要因として、更なる在外への定員シフトが総人件費の増加を招くことが挙げられる。在外職員1人当たりの経費は国内職員よりも平均1.6倍程度高額であることに加え、定員増加の必要性が高い地域（アフリカ地域及び平和構築支援に取り組む国）は生活・労働条件が過酷で、

海外拠点の中でも在勤手当が相対的に高いためである。「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（2011年12月19日、政策評価・独立行政法人評価委員会）は、「総定員や総人件費の増加を招くことなく、着実に国内定員を在外定員にシフトすることにより、在外機能を総合的に強化するものとする。」としており、総人件費の増加を招かない形での在外職員配置の可能性を検討しつつも、現時点では、上述のとおり現地職員の活用や海外拠点に対する支援体制を強化することを優先して、在外機能の総合的な強化に取り組んでいる。

- 企業・自治体・大学・NGOからの提案事業が急増しているベトナム、事業量が急増しているミャンマーなど、事業展開等に応じて喫緊に現場機能強化が必要となっている拠点については、職員の増員により体制を強化する一方、将来的に事業量の減少が見込まれる拠点については縮小した。また、本部による海外拠点への支援を強化すべく、5拠点の会計事務に係る権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管することにより、これら海外拠点の事務の効率化を進めた。

指標 21-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（2010年12月7日閣議決定）に基づく大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）、札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）については、統合後も各センターにおいて滞りなく業務を継続している。
- 広尾センターの閉鎖に伴い、2014年4月に、展示・広報・イベント及び開発教育支援に関する機能を本部広報室に移管した。他方、地域に密着した協力を推進するために、関東圏のNGO・自治体との連携事業の実施機能は、それぞれの都県を所管する国内拠点（東京、横浜、筑波）に移管した。
- 東京国際センターと横浜国際センターの役割と機能については、中長期的な研修員受入のあり方の観点から検討を継続したほか、横浜国際センターの市民向け情報発信拠点機能の強化のあり方や対象となる層を検討し、具体的な改善案を提案するための調査を実施した。2014年度は、同調査結果も踏まえて、施設の有効活用に向け、機構内で検討を行う。さらに、横浜国際センター内の海外移住資料館については、効果的・効率的な管理運営計画に対して専門的見地から助言を受け、また学術研究に係る企画・実施協議・評価を行うことを目的として、運営委員会及び学術委員会を再設置した。2014年3月に運営委員会を開催し、神奈川県や横浜市等の自治体との連携を強化し、誘客、来館者数の増加を図る方策を議論した。

指標 21-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

1. 多様なパートナーとの連携強化及び施設利用の促進に向けた取組

- 機構は、各国内拠点において、地域内の企業・自治体・大学・NGO等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている。具体的な連携の事例は下記2.のとおりである（機構と各関係者との連携の取組全般については、小項目No.14参照）。この結果、2014年度国内拠点の総利用者数は、65万1,885人（2012年度58万9,572人）と目標値（47万人）を大幅に上回った。利用者増加の原因としては、国内拠点でのNGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーや修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。
- 国内拠点の事業実績、経費実績（事業）及び組織全般に関する情報は、それぞれ表21-1、21-2、21-3のとおり。

2. 各拠点での取組事例

(1) 北海道国際センター（帯広）

- 北海道では、「北海道フード特区」や「フードバレーとかち」など、農・食産業分野における強みをいかした海外展開の試みが活発になされている。北海道国際センターは、国内有数の農業地帯である十勝において、帯広市、十勝町村会、地元の新聞社が主催する「食と環境・国際フォーラム」を共催した。機構は、ASEAN 5 か国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア）から中央・地方政府幹部、食の安全分野の専門家、経済団体幹部等 16 名を本フォーラムに招き、その前後に農家や農協、企業など十勝地域を代表する組織の現場視察を手配した。この結果、フォーラム後もタイ、マレーシアから関係者が来訪するなど、北海道との交流が活発化したほか、北海道における機構のプレゼンスの向上に寄与した。

(2) 東北支部

- 東北支部は、東日本大震災の被災地である東松島市と連携して、「震災復興」を通じた地域貢献を進めている。具体的には、スマトラ沖大地震及びインド洋津波の被害から復興するインドネシアのアチェ市の政府職員の東松島市での研修を実現した（2013 年 3 月から 1 年間）。また、フィリピンにおける台風 30 号（HAIYAN）災害の際は、機構の依頼を受け、東松島市の市職員等 4 名が機構による緊急復旧復興支援に参加し、フィリピン政府関係機関に対して、東日本大震災後の地域社会再生に向けた取組の説明や、地域の復旧復興に向けた自治体と中央政府の役割分担に関する自治体の立場からの助言を行った。

(3) 横浜国際センター

- 横浜国際センターは、横浜市との包括連携協定に基づき、都市環境管理分野において、ベトナム安全な水供給プロジェクト、ハノイ下水道事業運営能力開発計画プロジェクト等案件 4 件を立ち上げ、同市の地域経済活性化にも資する形で、研修員受入、調査団派遣等を進めている。また、TICAD V のフォローとして、横浜市とアフリカ女性起業家セミナーを 5 年間実施する予定で、2014 年 2 月には林市長のイニシアティブの下、セミナーに先立ってシンポジウムを開催した。同市との関係の深化に伴い、横浜国際センターと横浜市窓口部署のみならず、機構と横浜市の複数の部署の間で多様な連携事業が行われているため、横浜国際センターと横浜市の間で中期的な連携事業の実施展開計画を策定し、月例会議を開催することで協力の方向性を相互確認している。横浜国際センターは、さらに神奈川県、川崎市、相模原市とも中小企業海外展開支援を軸に関係強化を図っている。

(4) 中部国際センター

- 中部国際センターでは、地元中村区と連携協定を結び、施設利用促進策を検討するほか、研修コースの発表会を企業や市民等にも開放し、交流を深めている。また、各国内機関で広報タスクを立ち上げ、センターの利用促進のため看板や案内表示の工夫をしたり、市民と研修員やボランティア、ボランティア OB の交流会を開いたりすることで、国内機関の知名度向上、利用促進を図っている。

(5) 中国国際センター

- 中国国際センターは、地域の産業振興などに貢献するため、広島県が県内の自動車部品メーカーの海外展開を後押しするプロジェクトの運営に、中国経済産業局、JETRO、中小企業基盤整備機構と

ともに協力している。センターでは、本部・海外拠点とも協力し、地元企業とのネットワークと日本企業からの投資・海外進出を狙う新興国・途上国の行政官等との双方向の情報共有・意見交換の場も提供している。具体的には、メキシコでの技術協力「自動車産業基盤強化プロジェクト」の関係者が来県し、地元の自動車メーカー及び部品サプライヤーと意見交換を行い、日本企業のビジネス慣行、要求される投資環境整備等について学んでいる。

(6) 沖縄国際センター

- 沖縄県は、2012年に策定した10年間の総合的な沖縄振興計画「沖縄21世紀ビジョン基本計画」で沖縄国際センターとの連携強化を明記しており、2013年3月には機構と沖縄県との間で連携協定が締結された。県内の各自治体、経済団体、大学等と連携し、上記計画に記された「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に向けた事業を実施している。沖縄の知見をいかした協力の一例としては、宮古島市による対サモア草の根技術協力の成果を基に形成された新規技術協力プロジェクトが挙げられる（指標12-1参照）。また、沖縄国際センターは、沖縄県が開始した「おきなわ国際協力人材育成事業」（県内の高校生39名を約2週間開発途上国に派遣し国際協力の現場を視察させる事業）に協力し、沖縄県出身の青年海外協力隊員の視察の調整等の支援を行った。

表21-1 国内拠点の事業実績

		単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部	
研修員受 入事業	国別研修	人	136	71	225	1,726	201	247	
	課題別研修	人	338	190	424	1,065	275	238	
	長期研修	人	3	0	7	55	10	8	
	青年研修	人	104	64	0	0	16	123	
	有償勘定研修(P)*2	人	28	7	54	834	53	54	
国民参加 協力事業	草の 根技 術協 力	パートナー型	件	1	2	0	-	4	7
		支援型	件	4	0	0	-	2	2
		地域提案型	件	3	1	0	-	3	4
		地域経済活性化特別枠(補正予算による草の根技協特別枠)	件	4	3	1	-	5	1
	市民 参加 型協 力支 援	出前講座	件	123	28	57	-	71	169
		国際協力実体験プログラム	人	99	68	44	-	56	58
		開発教育指導者研修	人	240	82	215	-	138	2,416
		教師海外研修	人	10	0	4	-	9	19
		在外スタディツアー*3	件/人	13/112	1/18	3/24	-	9/88	23/242
	自治体・NGO等と共催する事業	件	31	6	8	-	33	127	
	民間連携事業・中小企業支援事業関連 会議・セミナー等参加者*4	人	272	366	61	-	511	1,429	
	日系研修	人	21	0	0	-	76	0	
	ボランティア派遣前訓練・研修	人	0	0	0	107	127	0	
ボランティア募集説明会参加者数	人	657	0	334	5,994	1,323	1,850		

*1 地球ひろば(市ヶ谷)は本部の一部だが、便宜上表上に記載。関東圏の国民参加協力事業を担当。

*2 国別(有償)、課題別(有償)、円借附帯(研修)、長期(有償)、有償技術研修の受入形態の研修員受入人数の合計

*3 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

*4 管轄の会場全部の参集者

表21-2 国内拠点の経費実績(事業)

	単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部
研修員受入事業に係る経費	千円	1,031,718	322,127	1,446,256	3,477,564	919,152	788,507
国民参加協力事業に係る経費	千円	121,573	96,676	78,471	0	439,726	285,702

表21-3 国内拠点の組織全般に関する情報

	単位	北海道 (札幌)	北海道 (帯広)	筑波	東京	横浜	中部
国内機関・施設の運営に係る経費	千円	300,375	185,836	527,155	1,046,067	430,175	319,385
うち人件費*5	千円	125,794	75,830	199,265	548,422	175,758	141,466
職員数	人	15	9	24	66	21	17
2013年度入館率*6	%	64.2	69.7	61.0	44.3	72.6	61.2
2013年度一泊当たりの滞在コスト	円	3,314	4,572	2,704	4,758	3,144	5,826
2013年度利用者数	人	32,926	33,805	17,713	31,506	139,742	90,222
2012年度利用者数	人	31,388	16,725	12,015	36,210	134,989	61,864

*5 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費(国内機関関係費及び施設運営費(財務諸表上の業務支援経費)を2013年度末の各機関人数で割り戻して計算。

*6 入館率はGW、年末年始を除く。合計欄の数値は入館率の平均値((利用者人数/総部屋数×354日(GW・年末年始を除く))。

関西	中国	九州	沖縄	二本松	駒ヶ根	東北	北陸	四国	地球 ひろば*1	合計
553	90	260	27	-	-	83	64	70	-	3,753
710	188	552	375	-	-	104	53	81	-	4,593
19	15	25	7	-	-	8	3	0	-	160
0	98	178	81	-	63	36	122	140	-	1,025
143	71	154	14	-	-	32	9	15	-	1,468
8	2	10	1	0	0	1	1	2	57	96
2	0	3	1	0	0	0	1	1	15	31
8	4	15	4	0	2	4	3	6	12	69
4	4	10	0	1	1	5	1	3	11	54
237	194	227	73	45	97	94	112	141	470	2,138
58	46	70	30	191	115	40	17	52	0	944
708	588	1,860	1,033	0	210	124	70	1,362	2,752	11,798
10	6	8	8	8	2	19	15	18	29	165
34/747	10/157	26/243	2/35	4/17	2/18	8/42	5/83	2/8	56/840	198/2674
52	24	44	15	6	12	13	2	17	91	481
852	418	550	483	0	35	190	320	310	253	6,050
4	1	7	0	-	-	0	3	0	0	112
0	0	0	0	473	526	0	0	0	0	1,233
2,781	841	1,451	231	424	302	598	275	621	0	17,682

関西	中国	九州	沖縄	二本松	駒ヶ根	東北	北陸	四国	地球 ひろば	合計
1,844,405	654,509	1,651,096	1,513,282	/	31,725	421,377	249,436	123,455	/	14,474,609
307,603	126,828	445,953	118,930	377,843	480,637	119,454	63,601	88,564	1,426,589	4,578,150

関西	中国	九州	沖縄	二本松	駒ヶ根	東北	北陸	四国	地球 ひろば	合計
555,733	228,163	436,808	420,339	122,768	93,231	124,450	64,780	61,413	55,692	4,972,371
317,223	134,220	190,840	141,466	33,702	33,702	65,046	42,128	42,128	0	2,266,988
38	16	23	17	4	4	8	5	5	/	272
64.1	46.2	39.5	46.9	/	/	/	/	/	/	53.30
4,147	3,494	4,786	3,724	/	/	/	/	/	/	
74,219	26,805	21,336	33,188	4,144	3,793	561	549	910	140,466	651,885
82,639	19,955	17,766	31,551	2,057	5,028	371	74	478	136,462	589,572

小項目 No. 22 契約の競争性・透明性の拡大

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	22. 契約の競争性・透明性の拡大
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。 ● 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。 ● 関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。また、コンサルタント等契約の手続きの更なる改善として、プロポーザル評価、監督検査、実績評価等をはじめとする各種調達制度の見直し・周知、説明会等を通じた企業等との対話強化、総合評価落札方式の試行・モニタリングに継続的に取り組む。 ② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。 ③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。 ④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。 ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。

指標 22-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- 競争性のある契約における一者応札・応募の割合は件数ベースで 28.8% (2012 年度 33.4%)、金額ベースで 37.9% (2012 年度 45.5%) となりいずれも 2012 年度と比較して減少した。コンサルタント等契約における一者応札率・応募の割合も 30.4% となり、2012 年度 (39.6%) と比較して約 10 ポイント減少した。(削減に向けた具体的な取組は本項目 2. 以下に記載。)

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を 4 回開催し、2 回連続で一者応札・応募になった契約 15 件の点検及び 2012 年度の一者応札・応募となった契約 9 件の抽出点検を行い、おおむね妥当とされた。契約監視委員会での指摘を受け、応募要件の緩和や応募勧奨を行うとともに、競争に参加しなかった者に対するヒアリング等を実施し、応募を促進する環境整備に努めた。

3. コンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施

- 一者応札・応募の多くを占めるコンサルタント等契約に関し、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の制度改善をほぼ完了した。これら取組は、機構内の「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」により四半期ごとに進捗を管理し方針を検討した。

(1) 応募者拡大のための取組

- 一者応募の主要因の一つである、特定時期への契約の集中による業務従事者の配置の困難に対処するため、公示時期の平準化や総括業務従事者の契約状況を考慮した発注時期の調整等を行った。
- 応募者拡大のため、若手人材や国内経験豊富な人材の活用促進を図るべく、プロポーザル評価における若手育成加点 (若手とシニアが組んで正副総括業務従事者として応募した場合に加点する制度) や国内経験を積極的に評価する制度を整備した。機構ウェブサイトによる事前案内及び機構内外向けの説明会 (計 6 回) を行った上で、2013 年 11 月より本制度を導入した。若手育成加点については、業務従事者の高齢化が問題となっている国内の公共工事においても一部試行されているが、当機構では国に先駆けて制度を本格導入した。この結果、若手人材の総括業務への応募が増加傾向にある。
- コンサルタント等がより多くの案件に応募しやすい環境を整備するため、コンサルタント等契約に関する「監督検査ガイドライン」を抜本的に改訂し、「契約管理ガイドライン」を策定した (両ガイドライン適用開始は 2014 年度)。本ガイドラインでは、発注者、受注者の責任・権限を明確化するとともに、また受注者裁量を拡大し、より柔軟な業務従事者の配置を可能にした。また、機構内外向け説明会を計 12 回開催し、本ガイドラインの周知を図った。
- さらに、新規参入を促進するため、積算・精算の方法に関するコンサルタント等向け説明会を 4 回開催した。

(2) 競争性・透明性向上の取組

- 実績評価の質及び透明性の向上のため、受注者からの自己評価及び受注者からの評価結果への説明依頼を含む新実績評価制度を整備した。同制度に関する機構内説明会を 6 回開催し、周知した (新制度適用開始は 2014 年度)。

- 総合評価落札方式試行案件 16 件を公示し、2011 年度以来の累計は 28 件となった。試行に伴い下記の課題が明らかになっており、2014 年度の試行期間終了後に課題を整理した上で、本格導入について検討する予定である。
 - ・ 予定価格の上限拘束性（予定価格を僅かでも超過した場合、技術面で高評価でも失格）
 - ・ 低価格入札（案件を受注するために非常に低価格で応札する者あり）
 - ・ 価格競争となるため、質を上げようとしても増額を伴う提案が困難との応札者コメントあり
 - ・ あらかじめ業務内容を確定することが困難で、途中で契約変更せざるを得ない案件あり（入札に付すことの妥当性に対する疑義）

4. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- コンサルタント等契約以外の契約についても、応募勧奨、適切な予定価格の設定、応札しなかった社への理由のヒアリング等、競争性を高める取組を継続的に実施している。

指標 22-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- 競争性のない随意契約の割合は件数ベースで 17.8%（2012 年度 17.8%）となり、2012 年度と同等であった。金額ベースでは 17.1%（2012 年度 8.0%）となり、2012 年度よりも増加した。
- 競争性のない随意契約の契約金額ベースでの増加については、規模の大きな複数年度契約が 2013 年度に締結されたことによる。例えば、劣悪な治安状況で平和構築等の事業に取り組んでいる国における複数年度の特命随意契約が増加した。特に、アフガニスタンにおける居住区改善のための工事及び灌漑事業に関する政策提言に関する国際機関との特命随意契約等が高額であったことが挙げられる。また、同様の国における事務所借り上げ、警備、顧問弁護士相談等についても信頼をおける者との継続的な契約が必要なことから、契約相手方をほかに代えることが困難で特命随意契約とせざるを得なかった。これらの特命随意契約については、契約監視委員会における網羅的点検の結果を踏まえた「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に照らし、また現地の劣悪な治安及び小規模な調達市場等の状況に鑑み、真にやむを得ないものと判断した。
- 2013 年度は、契約監視委員会にて競争性のない随意契約 11 件を抽出点検し、機構による競争性のない随意契約の判断は、おおむね妥当とされた。
- 引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき、一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については、調達部にて真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。本ガイドラインについては競争性のない随意契約の事例及び契約監視委員会における指摘を反映し、必要に応じて改訂していくこととしている。
- 海外拠点の調達実施体制の適正化に向けた取組については、指標 24-3「海外拠点の調達実施体制の適正化」を参照。

指標 22-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- コンサルタント等契約における選定過程の透明性を向上させるため、2012 年度に導入した外部審査制度について、2013 年度は外部審査委員を 4 名から 5 名に増員し、審査件数を 44 件に大きく増加させた（2012 年度 28 件）。審査の結果、機構におけるコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- コンサルタント等契約については、プロポーザル評価の基準を含む「プロポーザル作成ガイドライ

ン」改訂版を公開し、評価基準に関する透明性を向上させた。

- 引き続き、契約に係る選定結果、契約実績、契約監視委員会審議結果を機構ウェブサイトにて公開した。

指標 22-4 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- 2013年度も引き続き、「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査を行うなどして、関連公益法人との競争性のない随意契約をなくすべく取り組んだ。その結果、関連公益法人との競争性のない随意契約は0件であった。
- 競争入札の割合は、10件(43.5%)、13億3,400万円(94.1%)であった(2012年度26件(42.6%)、18億1,900万円(56.6%))。
- 一者応札・応募の実績は15件(65.2%)、4億6,800万円(33.0%)であった(2012年度28件、57.1%、10億6,800万円、53.3%)。

指標 22-5 不正行為等への対応

- 資金協力については、「日越 ODA 腐敗防止合同委員会報告書」(2009年2月)、「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止対策」の導入(2009年4月)に基づく再発防止策「ODAの不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言(2009年9月)等も踏まえつつ、不正行為等に関する情報に対して調査を行い適切に対処するとともに、事業を適正に実施するための取組を引き続き進めた。主な取組は以下のとおり。
 - 不正腐敗情報受付制度等を通じて得られた情報について適切に調査を行い、厳正に対処した。特に機構が締結する契約及び無償・有償資金協力案件における入札等の調達手続きにおいて不正行為等が確認された場合は、内部規程に基づき、不正行為等を行った企業に対して、一定期間、契約競争への参加資格を停止する等の措置を実施した(2件)。
 - 現地再委託契約及び現地備人費の抽出検査は、インドネシア、ウガンダを対象に行い、契約が適切に実施されていることを確認した。
 - コンサルタント選定手続きの適正化確保のため、大口のコンサルタント契約及び工事等本体調達契約に対し、外部専門家による調達手続きの支援及び調達事後監査を継続した。円借款借入国政府・実施機関職員等を対象とした、「円借款事業のための調達ガイドライン」、「円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン」等に準拠した適切な調達、契約マネジメントに関する研修を計4回実施した。
 - 「円借款事業のための調達ガイドライン」、「円借款事業のためのコンサルタント雇用ガイドライン」の改訂(2012年4月)に伴う「国際開発金融機関による受注資格停止共同措置」の適用を反映する形で、円借款事業において使用される標準入札書類の改訂を2012年度に引き続いて行った(資機材、小規模契約)。
- 2012年度の元専門家横領事案再発防止策の取組状況は、指標 23-1 参照。

小項目 No. 23 ガバナンス強化と透明性向上

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	23. ガバナンス強化と透明性向上
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。</p> <p>(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p> <p>(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。</p> <p>(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p> <p>(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。</p> <p>(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。</p> <p>② 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、マネジメント及び業務監理の改善に貢献する。</p> <p>③ 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。</p> <p>④ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。組織全体のリスクを統制するため、内部統制の枠組みを構成する既存の各制度の連携及び枠組みの機構内での周知等に取り組む。また、内部統制理事会及びリスク管理に関連する各種委員会を定期的を開催し、会議の結果及びリスクへの対応について各部署にフィードバックする。こうした一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。</p> <p>⑤ 引き続き、内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。</p> <p>⑥ 情報セキュリティ管理に関し、外部監査の結果も踏まえ、規程類の整備、遵守、研修、点検、情報セキュリティ委員会の開催、対応策のフィードバック等からなるPDCAサイクルの実施により改善を図る。</p> <p>⑦ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を交えた機構自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。</p> <p>⑧ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。</p>

指標 23-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 統制環境の整備

- 機構は、2012年度に内部統制の四つの目的と六つの基本的要素を整理し、2013年度にウェブサイト

に掲載・公表し、内外に周知した。

- 基本的要素の基盤となる統制環境の整備のため、機構は内部統制について、理事会の付議を経て、理事長が総括する体制としている。特に重要なリスクと認識している法令等の遵守（コンプライアンス）、入札・契約、情報セキュリティ、安全管理、資産管理等の課題毎に委員会や専任の部署を設置し、リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに、その現状認識と対応状況を理事長に報告することとしている。

委員会名	委員会の設置目的
コンプライアンス委員会	機構の法令等遵守の状況及び体制等を確認しその強化を図る。
有償資金協力勘定リスク管理委員会	統合的リスク管理 ¹ を適切に行うため、統合的リスク管理に関する重要事項を審議する。
情報システム委員会	機構の情報システム統制強化の観点から、一定規模以上のシステム投資について審議するとともに、承認したシステムの開発状況のモニタリング等を行う。
情報セキュリティ委員会	情報セキュリティ全般の実施状況確認及び重大事案発生時等の対応方針の検討を含め、機構の情報セキュリティに係る重要事項を審議する。

2. 内部統制の徹底、充実・強化への取組

(1) ミッションの周知徹底

- 機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を機構ウェブサイトに掲載するとともに、同ビジョンを含む中期計画の内容を業績評価セミナー（指標 23-6）にて内部に周知した。また、機構の設立目的を果たし、中期計画を達成すべく、機構は毎年度の重要対応事項を定め、部署ごとの年間業務計画に反映させている。同年間業務計画は人事評価とも連動させている。

(2) 組織全体で取り組むべき重要リスクの評価と対応

- 業務遂行上のリスクに適切に対応するため、部署ごとにリスクを洗い出し、表にまとめた。部署ごとのリスクを踏まえ、組織全体で優先的に対処すべきリスクの選定、評価・分析、対応の検討を行った。
- 各部署は、2012年度のリスクモニタリングの結果を2013年度の部署ごとの年間業務計画に反映し、業務特性に沿ったリスクに対する評価と対応を行った。特に有償資金協力勘定については、有償資金協力勘定リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を通じて、円借款事業や海外投融資事業に関する統合的リスク管理を行った。
- 2013年度は、本部・国内拠点のリスクを見直すとともに、新たに海外拠点のリスクを洗い出し、理事会で審議した。在外特有の主要リスクである契約・経理手続きの過誤については、本部の適切な支援が必要との結論に至り、関係部署を中心に具体的な取組を行っている。
- 法令等違反行為、個人を害する行為、機構又は機構以外の第三者を害する行為、事故及び事故の恐れがある事実の発生に際しては、内部規程で定める事故報告制度の下、発生した部署から、事案に応じて事故を所管する部署及び総務部に対して速やかに報告した。報告を受けた部署は対応策及び再発防止策につき必要な指示等を行った。事件事案については、コンプライアンス委員会にも報告し、内容の分析を踏まえて関係部署に対する業務改善の提案等を行った。また、事故報告制度の趣

¹有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準を図ること。

旨を機構内で徹底させるため、執務要領を制定し、併せて事故に関するより詳細な情報を収集・分析できるよう、報告書の様式を改訂した。

- 外部人材のコンプライアンスに関しては、「独立行政法人国際協力機構関係者による倫理等ガイドライン」の遵守を求めるとともに、派遣前研修を通じて、その内容の周知を図っている。また、2012年度の元専門家横領事案を踏まえて設置した再発防止検討委員会の提言（10項目）については制度を見直し、順次実施に移した。
- 自然災害等に関係するリスクに対しては、首都圏直下地震により本部機能が停止するケースを想定した事業継続計画（Business Continuity Plan。以下「BCP」という。）を策定している。2013年度は同BCPを基に緊急事態時優先業務のマニュアルを作成し、同マニュアルに基づき初の全体訓練を行った。訓練により導き出された課題への対応について引き続き検討を進めている。

(3) 職員向け研修の実施

- 海外拠点のコンプライアンス態勢を強化すべく、現地職員等を対象にしたコンプライアンス講座を、テレビ会議システムや出張時を活用して開催した（34拠点の計265名が参加）。また、コンプライアンス委員会での審議内容やその結果を職員にフィードバックすべく、本部（20名）及び国内拠点（48名）への報告会を開催した。加えて、2海外拠点（スーダン事務所及びルワンダ事務所）及び2国内拠点（沖縄国際センター及び九州国際センター）に対するコンプライアンス態勢確認調査を実施し、当該拠点のリスクの洗い出しを行ったほか、コンプライアンス研修を実施した。

(4) ハラスメント対策

- 2013年11月、セクハラ及びパワハラ防止強化のために、総務部、人事部連名で「ハラスメントの防止と対応について（ハラスメント防止宣言）」を機構内に通知した。役員を対象とした意見交換会を開催したほか、2013年12月から2014年3月にかけて、本部、国内拠点、海外拠点の管理職・非管理職及び在外赴任者向けの研修を計31回実施した（受講者759名）。

3. 不正事案に対する措置及び再発防止策

- 2013年度に対応した事案については、指標22-5参照。
- 機構は、不正腐敗の防止のために、円借款借入国政府及び実施機関を対象に、研修、セミナーを通じて、適切な調達、契約マネジメントの能力向上を図るとともに、技術協力プロジェクトの実施により、公共調達・不正腐敗再発防止のためのガバナンス強化を図っている。

指標 23-2 会計監査人による監査の実績

- 2012年度の財務諸表は、6月に会計監査人による監査を経て適正意見が出された後、一般勘定については外務大臣からの承認を受け（7月）、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出た（6月）。また、2013年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については、11月に会計監査人による監査後、適正意見が提出され、財務大臣へ届け出た（11月）。その他の監査実績は、本部について9月と2014年3月に期中監査、国内及び海外拠点については9月から2014年2月の間に国内拠点（地球ひろば（市ヶ谷）、北海道国際センター（札幌））及び海外拠点（タンザニア、ザンビア、マレーシア、中国、ペルー、チリ）を対象とした往査が実施された。往査では、固定資産物品にかかる物品シール添付の徹底等の指導を受け、当該指導事項は速やかに是正した。

指標23-3 内部監査の実績

- 内部監査基本計画に則り以下のとおり実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項については、関係部署に対して適切にフィードバックした。なお、監査を行った主要業務に関する重大な規程違反や事故等は発見されず、おおむね内部統制は有効に働いているものと認められた。
 - ①有償資金協力業務監査: 事業規模が大きい有償資金協力業務について、現状のリスク評価を行い、統合的リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの四つについて、外部委託した監査法人の知見・経験を活用しつつ、監査を実施。
 - ②テーマ別監査:
 - SATREPS 監査: 不正経理再発防止策を踏まえ、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの15 案件を対象に、本部及び海外拠点の事業管理の内部統制の有効性について監査を実施。
 - 法人文書監理監査: 公文書等管理法に基づき、有償資金協力業務の借款契約の保管状況を対象に監査を実施。
 - 情報システム監査: 青年海外協力隊事務局が主管する業務システムについて、監査法人への外部委託を活用して監査を実施。
 - ③在外拠点監査: カンボジア、ボリビア及びイランを対象に、海外拠点長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性について監査を実施。
 - ④国内拠点等監査: 北海道国際センター、東京国際センター、筑波国際センター、中部国際センター及び駒ヶ根青年海外協力訓練所を対象に、各機関長による事務所管理の内部統制とリスク管理の有効性及び施設管理の有効性について監査を実施。
 - ⑤物品監査: 国内拠点及び海外拠点の物品の管理状況について、監査を実施。
- コンプライアンス態勢の強化、ハラスメント防止に加え、内部統制の有効性を検証し、改善提案を行うことによって、組織の内部統制を強化した。
- 2012 年度の内部監査結果については、理事長及び理事会に報告するとともに（4 月）、その概要を機構のウェブサイト上で公開した。また、監査指摘事項の各部署での対応状況は理事会に報告し（10 月）、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングを行った。

指標23-4 監事監査への対応状況

- 「平成24事業年度国際協力機構監事監査報告」の提言を機構内全体に周知し、迅速に対応した。取組結果は「『平成24事業年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」に取りまとめ、理事長から監事に提出し、機構ウェブサイト公開した。具体的な取組事例は次のとおり。

①	提言	中小企業との連携に係る取組に顕著な進展がある中、組織を挙げて具体的な案件の形成を推進しており、これらが事業化にどれだけ結びつけられるかが重要である。
	対応	調査終了後の事業化に向けて、機構の海外投融资の活用可能性を検討するほか、本邦の金融機関・支援機関へつなげる取組を行い、海外でのビジネス展開の後押しを行っている。
②	提言	国内拠点について、国内の民間企業・中小企業との接点・窓口として、国内機関の果たす機能・役割が増大している一方、管理的経費の逼迫に伴う効率化・合理化の要請も強まる中、課題別研修の企画・計画業務の本部への移管について、時宜を得た見直しであるとしつつ、国内機関側の主体性の維持にも留意するべき。
	対応	課題別研修の企画・計画業務に係る課題担当部への本格的移管（2014年度から）に向けて、国内機関が主体性をもって各地域のリソースを発掘・活用し、課題担当部との協働により一層質の高い研修を実施できる体制を構築することとしている。

指標 23-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- 政府方針により準拠した情報セキュリティ体制にすべく、情報セキュリティ関連規程の構成をISO/JIS基準から政府統一基準を基本とした体系へ改訂する作業を実施し、案を策定した。「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準（平成26年度版）」の変更点を反映した上で最終化する予定。
- 情報セキュリティに関する定期的な自己点検を実施し、その結果の分析を行った。また、海外拠点の情報セキュリティ等実施状況調査を計6か国（フィリピン、中国、モンゴル、メキシコ、コスタリカ、ホンジュラス）において実施し、調査結果に基づき改善点を指導した。
- サイバー攻撃対策として、全役職員等を対象とした標的型メール攻撃対策の訓練を2回実施した。攻撃手段の巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ研修の教材にサイバー攻撃を取り入れ、その脅威や対策を周知した。同研修は全役職員等向けに毎年実施しているが、2013年度の受講率は94%で、2012年度受講率（91%）から向上した（不合格者は未受講者としてカウントしている）。
- 情報システム室担当理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を半期ごとに実施し、上述の自己点検、電磁的記録媒体の棚卸し、研修の結果を報告した。審議結果は機構全体にフィードバックしている。委員会審議に基づき実施した無線LANのセキュリティ強化を踏まえ、本部会議室への無線LANの導入及びリモートアクセスの試行導入を実施した。また、2013年度は定例の2回に加え、研修事業委託先で発生した研修員個人情報流出の可能性があった事案対応のため臨時委員会を開催した。委員会での決定に基づき、研修員に本事案の報告と注意喚起を行うとともに機構ウェブサイトにて本事案を公表した。再発防止策として、関係部署に対する本件事案の周知のほかに、全委託先に対して注意喚起を行うとともに、契約に則した情報管理の徹底を指示した。

指標 23-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- 機構は、中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営に連動させるべく、年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項及び事業展開の方向性を定め、部署別の年間業務計画に反映している。業務実績については、外部有識者を交えて自己評価を行い、その結果を基に、外務省独立行政法人評価委員会に対して報告を行った。
- 2012年度の評価結果について、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」を計11回開催し、外務省独立行政法人評価委員会や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項及び同指摘を踏まえた機構の対応について周知した。同セミナーには本部、国内11拠点、海外48拠点から合計245名が参加した。また、セミナーの様子をDVDに収録し、出席できなかった拠点に対して映像を配信した。上記指摘事項への対応については、2013年度の業務実績報告書にて報告するとともに、継続対応が必要な事項については、2014年度の年度計画に反映した。

指標 23-7 業務改善提案制度の導入状況

- 機構関係者向けの「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」については、2013年3月から運用を開始した。同制度は、機構関係者がメールで簡便に意見や提案を寄せられる仕組みで、機構内の担当部署は、受領した意見や提案を活用し、業務改善の検討を行うこととしている。
- 2014年3月末時点において、専門家派遣・ボランティア派遣・研修員受入を中心に44件の意見や提案を受領し、そのうち12件については、関係部署と協議の上、順次改善に向け検討を進めている。受領した意見と機構の具体的な取組2件を機構のウェブサイト上に公開した（2014年1月）。

小項目 No. 24 事務の合理化・適正化

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	24. 事務の合理化・適正化
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般契約に係る各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系に基づいた適切な精算、公示関係資料の電子配布等、事務手続きの合理化・簡素化を引き続き実施する。 ② 機材調達事務の合理化による効率化を推進するとともに、機材調達の実務的な知識・ノウハウを具体的な指針に取りまとめる。 ③ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ④ 専門家等派遣手続きに関し、平成 24 年度に抽出した更なる効率化が必要な課題について、旅行制度及び派遣手当制度との関連性及びそのあり方を整理した上で改善策を策定する。 ⑤ 課題別研修については、評価プロセスの見直し、研修委託契約の見直し等により、事務の効率化を促進する。 ⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえた規程の改定、在外への周知を行う。また、システムの改修を通じ、事務手続きの短縮を図る。

機構は、2012 年度に理事長を委員長とする「業務改善推進委員会」を機構内に設け、理事長主導で業務の抜本的な合理化・簡素化を進めるとともに、事業の質の向上と迅速化を図るための計画を策定した。2013 年度は、同計画の下、以下のとおり業務改善に取り組んだ。

指標 24-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

- コンサルタント等契約に関して、精算手続きを含む契約管理手続きを簡素化、明確化するため、「契約管理ガイドライン」を策定した。また、業務実施契約における精算報告書の作成方法に関する手引を全面的に改訂し、特に精算が複雑であった航空運賃に関する精算基準については、2012 年度に導入した新積算基準の運用結果も踏まえて簡素化した。これら手続きの 2014 年 4 月からの適用開始に向け、コンサルタントに対する説明会を計 8 回実施し、周知を図った。また、契約変更に関するコンサルタントとの確認手続きを一部簡素化し、これにより手続きに要する時間を約 2 週間短縮した。さらに、コンサルタント等契約の公示関連資料の電子配布を本格導入するとともに、特に業

務実施契約（単独型）についてはプロポーザルの電子受領も開始し、応募者負担を軽減した。

- 一般契約に関して、類似の契約に係る契約手続きを合理的に実施するため、公示、入札説明書、仕様書等の各種ひな形の改訂版及び手続き書類（契約に関する決裁、契約書等）の事例を機構内で共有した。また、メーリングリストを通じ、国内拠点の調達担当者間で契約手続きに関する情報を共有した。
- 2013年度に開始された民間提案型普及・実証事業について、契約・業務監理に関するガイドラインを作成し、機構内外の関係者に対して同ガイドラインの周知を図った。

指標 24-2 機材調達事務の効率化

- 機材調達に関する手続きを効率化するために機材調達事務に係る取引条件を整理し、これを反映した契約書、入札関係書式、マニュアル類を改訂した。
- 日本の安全保障貿易管理体制の強化を背景として、機構においても資機材等の調達に係る適正な安全保障輸出管理を進めるため、「資機材等に係る安全保障輸出管理規程」を8月に制定し、9月に施行した。これに伴い、機構内部向けの関連手引・書式を作成・改訂するとともに、効率的な事務手続きのために外部への予備審査委託体制を整備した。これらに関して、機構内部向け研修を2回、応募者向け説明会を1回実施した。

指標 24-3 海外拠点の調達実施体制の適正化

- 海外拠点における調達を支援・指導するため、本部から短期在外調達支援要員を延べ26回派遣した。このうちケニアでは、アフリカの23拠点の調達担当者（主に現地職員）を対象に調達セミナーを実施した（参加者33名）。また、本部調達部に設けた海外拠点向け随時相談窓口では、2013年度約800件の相談（電話・メール等）に対応した（2012年度約450件）。海外拠点から他拠点における契約事例等の照会が増加したため、事例情報の共有を促進した。

指標 24-4 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 技術協力事業に関する業務の効率化

- 機構の技術協力事業は、予算総額が減少する一方で案件数は2003年度と比較して1.65倍と大幅に増大しており、分野の拡散、極端な小規模化、煩雑な手続きにより、事業の戦略性や質の低下を招く恐れが生じている。機構は、2013年3月に内部に業務改善推進委員会を設け、事業の選択と集中の促進並びに業務工程の簡素化及び業務手順の標準化に係る各種改善策を実行した。
- 事業の選択と集中の推進や「強化プログラム」の選定（指標5-1参照）等、戦略性の高いプログラム形成への取組に沿って、事業資源を有効活用しインパクトの高い事業を実施するため、案件の大型化、長期化、広域化、複合化を促進し、これまでの取組を執務参考資料にまとめた。
- 技術協力事業の事業管理・評価のあり方については、計画策定段階における手順を見直し、段階的な計画策定方式の導入やリスク管理チェックリストの導入等により、適切かつより迅速な計画策定を可能とする制度とした。また、事業実施段階の事業管理・評価のあり方を見直し、中間レビュー及び終了時評価を廃止し、これに代わり、統一様式の導入等により案件実施中の日常的、定期的なモニタリングを拡充するとともに、案件終了時の目標・成果達成の検証を実施することとした。さらに、事前評価表の記載項目の簡素化や実施計画書の合理化等の書類及び決裁の合理化等を行った。

2. 専門家派遣業務の合理化

(1) 旅費制度及び派遣手当制度の合理化・効率化

- 外国旅行制度及び派遣手当制度の改善策を作成し、優先的に取り組むべき項目については関連規程の改正を行った。2014年度後半からの適用を目指し、システム改修に係る検討を進めた。具体的には、外国旅行制度の合理化及び事務の簡素化並びに専門家の裁量範囲の拡大という観点から、従来上限日数を別々に定めていた外国旅行及び家族一時呼び寄せを一本化し、全体の上限日数の中で専門家が自由に選択取得できることとした。また、派遣手当制度については、住居手当に係る認定手続き及び支給手続きの簡素化を図ることとした。さらに、特別技術手当支給基準の見直しを行った（週7日分のうち2日は休日見合いとして減額）。

(2) 専門家人選に係る制度・手続きの合理化・効率化

- 専門家人選制度に関し、応募者の総合的な語学能力を審査するため、専門家人選時の語学審査要件として、語学証明書のみによらず、過去の経歴等を勘案した審査を行うことも認めた。
- 公募人選手続きに関し、応募者の準備時間を確保するために、従来随時案件ごとに設定していたプレ公募可能期間を派遣予定日の1年前から可能とする一方、人選手続き迅速化のために募集期間を従来の14日間から12日間に短縮した。他方、事務簡素化のため、業務調整員の業務格付決定に係る手続きを簡素化し、格付会議及び格付決定に係る資料作成を廃止した。

(3) 専門家人選・派遣に係る手続きの迅速化

- 決裁基準の見直し等により、人選手続きのための標準所要期間を42営業日から38営業日に短縮した。また、旅費支給手続きの見直しにより、人選後派遣手続きの標準所要期間を44営業日から38営業日に短縮した。これにより、人選開始から派遣までの標準所要期間を86営業日から76営業日に縮めた。
- 専門家赴任前研修について、1回ごとの期間はカリキュラム共通化・合理化により19営業日から14営業日に圧縮する一方、当初年9回の予定だった開催頻度を年度後半から毎月開催に増やすこと等により派遣前待機期間を最長4週間解消した。

3. 研修員受入に係る事務手続きの効率化

- 例年第3・第4四半期に集中する国別研修（年間約900件）の実施時期について、機構内で調整を行い、比較的余裕のある年度前半に実施する研修を増やした。これにより、研修実施機関も年間の受入計画を立てやすくなるといった効果が得られた。
- 課題別研修の評価について、従来全研修で事前、実施中（年度ごと）、終了時、事後の4段階の評価を行っていたが、各評価に時間や予算を要する一方、評価結果を翌年度の活動や同分野のほかの研修の改善に十分活用できていなかった。このため、評価対象は特定の分野課題に、評価段階は事後評価に限定する一方、全案件を対象に、簡便な方法による毎年度のモニタリングを導入した。これにより、モニタリング結果に基づく迅速な研修内容の改善、分野課題ごとの評価による一定の説明責任の確保及び教訓に基づくほかの研修の改善、新規案件形成を図っている。

4. ボランティア派遣に係る手続きの合理化

- ボランティアの私事目的任国外旅行の取得申請・承認手続きについて、機構のシステム改修により、

従来のファックスによる手続きから同システムを使った手続きに変更した結果、本部・海外拠点・ボランティア本人の手続き所要時間を年間約1,200時間削減した。また、シニア海外ボランティア離任時の住居費精算手続きに関する参考資料を作成し、機構内で共有した結果、海外拠点から本部への年間照会件数は約20件から5件に減少した。

5. 国内拠点の施設管理等

- 各国内拠点において、国内施設の維持・管理、修繕やそのために必要な契約・支払いを効率的・合理的に実施した。また、建物管理業務の発注・監督を適切に行うための態勢を強化した。
- 国内拠点の経営管理手法の改善の取組として、横浜国際センターにおいて、公共サービス改革法（いわゆる市場化テスト）に基づく施設運営管理契約の公示・入札を行った。公示に際しては、民間事業者の参入を促進するためにパッケージによる委託及び参加資格の要件の緩和を行い、裁量権を大幅に認める仕様とした結果、民間企業体9団体が応札し、幅広い経験・ノウハウを有する民間事業者と契約を締結した。これにより、3年間で約7,000万円相当の経費効率化が実現するとともに、さらなる施設の活用、施設稼働率、利用者数の向上が期待される。なお、2014年度は、横浜国際センターの公示・入札の際に作成した建物管理契約の標準仕様書等を活用し、北海道国際センター（札幌・帯広）、筑波国際センター、東京国際センター、中部国際センター、沖縄国際センターでの施設運営管理契約の公示・入札を実施する予定である。
- 国内拠点による調達事務の適正な実施を促進するため、調達部による巡回指導（3回）、テレビ会議による調達制度説明（4回）、メーリングリストによる情報共有・相談対応等を実施した。また、国内機関による契約手続きの簡素化に資すべく、参考資料の作成や契約ひな形の改訂等を実施したほか、仕様書や調達方法に関する情報を常時閲覧可能とした。

6. 情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組

- 業務の効率化と情報共有促進を図るとともに、システム統制の強化と多様な業務形態に対応すべく、2013年度に情報システム刷新計画を策定した。同計画の下で実施する取組の一つとして、2013年11月に機構の主要な業務システムの全体最適化に係る調査を開始し（2014年9月完了予定）、2014年4月に同調査の中間成果である最適化方針案を策定した。なお、本方針案に基づき最終成果が取りまとめられる。

小項目 No. 25 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し
小項目	25. 経費の効率化、給与水準の適正化等、保有資産の見直し
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(イ) 経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等 給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>(イ) 経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、平成24年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等 給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し 詳細な資産情報の公表を引続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、</p>

有効な利活用方策を継続検討する。

指標 25-1 運営費交付金を充当する物件費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の前年度比年率 1.4%以上の効率化

- 2013年度の一般管理費及び業務経費（予算編成過程で措置された政策的要素に伴う事業量の増による影響を除く。）の支出額は、ベースラインに対して1.4%減の1,268億3,400万円となった。効率化達成のため、専門家に支給される手当等の改定、研修事業における各種手配業務の見直し、固定的経費等の経費削減に取り組んだ。

指標 25-2 総人件費

- 2013年度も職務限定制度及び勤務地限定制度を運用して給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の運用を継続中である。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、国家公務員の給与水準の見直しを踏まえて、役員は2012年4月から2014年3月まで給与を9.77%減額し、職員は2012年6月から2014年5月まで給与を4.77～9.77%減額する臨時特例を実施した。
- 上記取組の結果、2013年度の支出実績（給与・報酬部分）は148億7,200万円であった（2012年度147億7,100万円）。
- 在勤手当の見直しについては、外部有識者を含む検討会による購買力補償方式に基づき制度を構築することが合理的であるとの結論を踏まえ、独自制度の詳細検討を行っていた。他方、2012年から国家公務員も購買力補償方式に基づき在勤手当を設定することとなり、同方式を参照して在勤手当を見直すことで追加的な運用コストのかかる独自制度を代替可能となった。今後は購買力補償方式に基づいた国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理する。

指標 25-3 ラスパイレス指数

- 前述の総人件費で挙げた取組の結果、ラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、2012年度の101.8から、2013年度は100.5に推移した。
- 機構の平均給与水準が国家公務員に比して高い主な理由としては、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いこと、機構が求める高いレベルの語学力（機構の採用者の平均TOEICスコアは841点）、折衝・調整能力、高度の専門性を有する人材を常勤職員として確保するために、競合する民間企業（総合商社等）や国際機関の給与水準（表25-1）も踏まえて、一定の給与水準を維持する必要があること等が挙げられる。

表25-1 年間平均給与の比較

機関名	年間平均給与
当法人（海外勤務者を含む）	7,998千円
国際機関A	11,630千円
総合商社B	14,193千円
総合商社C	13,096千円

- 6月に「独立行政法人国際協力機構の役職員の報酬・給与等について」を公表し、機構の業務の性

質から国家公務員の平均給与水準を上回っている点、競合する企業等との給与水準の比較、適正化に向けての措置、数値目標等を対外的に説明した。

指標 25-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告の作成・公表を通じて、詳細な資産情報の公開を行った。また、機構の内部委員会である施設問題検討委員会において、保有資産のうち、既に廃止が決定している職員住宅について、その進捗状況及び処分方法を確認し、また国内拠点の施設・設備については、整備・改修の進捗状況を確認した。
- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（2012年4月行政改革実行本部）を踏まえて、老朽化が進み、かつ入居率の低い所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅について、中期計画（2014年3月変更）に基づき、2016年度末までの国庫納付に向け手続きを進めている。区分所有物件189戸については、2014年度末までに全て処分する方針を決定しており、2011年度までに処分を行った89戸に加え、2012年度34戸、2013年度39戸の売却処分を行った。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、研修・会議、一部重要文書（カルテ等）や職員・外部利用者（研究者・一般市民等）向け貸出用各種資料の保管、ボランティアの選考面接等に活用している。

小項目 No. 26 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画 （有償資金協力勘定を除く。）

大項目	3. 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	-
小項目	26. 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。</p> <p>(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、引き続きセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進め、平成 24 事業年度財務諸表において見直し後のセグメント情報を開示する。</p> <p>② 引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> <p>③ なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力及び防災・減災機能向上のための施設改修等に活用する。また、平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p>

指標 26-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入については計画額 3 億 4,800 万円に対し 6 億 200 万円（消費税の還付等を除く）（2012 年度 4 億 6,200 万円）の収入が生じたが、主な増加要因は海外拠点において付加価値税還付金等の雑収入が増加したためであった。寄附金収入については、2013 年度は 1 億 1,800 万円（同 1,800 万円）の収入があり、TICAD V にて授与された「野口英世アフリカ賞」受賞者 2 名の賞金と、「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 8 件、継続 7 案件）に使用した。また、海外開発計画調査事業、海外経済協力事業等の受託事業収入について、2013 年度は 14 億 300 万円（同 7 億 7,700 万円）の収入があり、当該事業の実施費用に充当された。

指標 26-2 運営費交付金債務残高の状況

- 2013 年度末時点の運営費交付金債務残高は、317 億 3,200 万円（2012 年度 226 億 2,300 万円）となっており、その内訳は以下のとおりである（括弧内は 2012 年度末時点の金額）。

次年度への繰越（契約済みで支払が翌年度になるもの）	178億4,100万円（131億4,200万円）
災害援助協力関係費（特別業務費）翌事業年度財源充当額	4億1,700万円（2億8,200万円）
前渡金	122億7,000万円（85億6,700万円）
前払費用、長期前払費用等	2億2,400万円（1億9,700万円）
その他不使用額	9億8,100万円（4億3,500万円）

〔注〕四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

- 次年度への繰越の発生理由は、治安、相手国側機関の都合等の現地事情により、当初の計画に変更が生じ、年度を跨いで契約せざるを得なかったためである。

指標 26-3 セグメント情報等の改善に向けた取組

- 財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善した。外務省独立行政法人評価委員会に対する報告と承認を得て、2012年度の財務諸表（2013年6月公表）から適用を開始した。

（補正予算による業務計画）

- 運営費交付金に関しては、2012年度補正予算でODAを活用した中小企業や地方自治体の国際展開支援業務を実施した。また、2013年度補正予算では、途上国における日本方式普及・インフラシステム輸出取組支援やアフリカ諸国の人材育成を通じた日本企業進出支援に係る技術協力等を実施する予定である。
- 施設整備補助金に関しては、2012年度補正予算で施設が老朽化している東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センターの防災・減災に係る設備改修を実施した。また、2013年度補正予算では、北海道国際センター（札幌）の外壁面補修工事の設計業務を実施した。なお、北海道の気象条件を鑑み、改修工事は2014年度に実施する計画である。

（2013年度の決算報告書、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書は、それぞれ別表1、別表2、別表3のとおり。）

平成25年度 決算報告書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	152,973	152,973	0	
無償資金協力事業資金収入	-	85,423	85,423	注1
受託収入	1,472	1,403	△70	
開発投融资貸付利息収入	35	35	△0	
入植地割賦利息収入	2	12	10	
移住投融资貸付金利息収入	25	58	33	
その他収入	405	2,724	2,319	
うち寄附金収入	120	118	△2	
雑収入	286	2,606	2,321	注2
施設整備費補助金等収入	188	206	18	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	284	111	△173	
計	155,386	242,947	87,561	
支出				
一般管理費	10,038	8,826	1,213	
うち人件費	2,938	2,385	553	
物件費	7,100	6,441	659	注3
業務経費	143,567	140,217	3,350	
うち技術協力プロジェクト関係費	71,117	76,421	△5,304	注4
無償資金協力関係費	203	137	66	
国民参加型協力関係費	15,951	14,323	1,627	
海外移住関係費	328	305	23	
災害援助等協力関係費	880	745	135	
人材養成確保関係費	191	178	14	
援助促進関係費	17,866	14,399	3,468	注5
事業附帯関係費	6,493	5,913	580	
事業支援関係費	30,537	27,795	2,742	
施設整備費	188	2,028	△1,840	注4
無償資金協力事業費	-	85,423	△85,423	注1
受託経費	1,472	1,152	320	注6
寄附金事業費	120	118	2	
計	155,386	237,764	△82,378	

年度計画と決算額の差異説明

注1 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まるため、当初計画額をゼロとしているため。

注2 不要財産の売却処分を行ったため等。

注3 固定経費の見直し等による経費節減を行ったため。

注4 前年度繰越分の執行による差額が生じたため等。

注5 補正予算の年度末成立に伴い平成26年度への繰越となったため等。

注6 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	75,659		
無償資金協力関係費	146		
国民参加型協力関係費	14,683		
海外移住関係費	303		
災害援助等協力関係費	800		
人材養成確保関係費	176		
援助促進関係費	13,804		
事業附帯関係費	5,810		
事業支援関係費	27,743		
無償資金協力事業費	85,423		
施設整備費	126		
受託経費	396		
寄附金事業費	121		
減価償却費	434	225,623	
一般管理費		8,676	
財務費用			
外国為替差損	27	27	
雑損		11	
経常費用合計			234,337
経常収益			
運営費交付金収益		143,523	
無償資金協力事業資金収入		85,423	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	311		
他の主体からの受託収入	92	403	
開発投融资収入		33	
入植地事業収入		12	
移住投融资収入		57	
寄附金収益		121	
施設費収益		109	
貸倒引当金戻入		284	
資産見返運営費交付金戻入		459	
資産見返補助金等戻入		34	
財務収益			
受取利息	25	25	
雑益		1,929	
経常収益合計			232,411
経常損失			1,926
臨時損失			
固定資産除却損		29	
固定資産売却損		3	32
臨時利益			
固定資産売却益		7	7
当期純損失			1,951
前中期目標期間繰越積立金取崩額			3,894
当期総利益			1,943

別表 3

キャッシュ・フロー計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 132,534
	無償資金協力事業費支出	△ 85,366
	受託経費支出	△ 1,020
	人件費支出	△ 14,874
	その他の業務支出	△ 718
	運営費交付金収入	152,973
	無償資金協力事業資金収入	104,512
	受託収入	1,279
	貸付金利息収入	94
	入植地事業収入	22
	利息収入	12
	割賦元金	9
	寄附金収入	14
	その他の業務収入	2,283
	小計	26,665
	利息の受取額	25
	業務活動によるキャッシュ・フロー	26,690
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,065
	固定資産の売却による収入	453
	貸付金の回収による収入	883
	定期預金の預入による支出	△ 346,000
	定期預金の払戻による収入	331,000
	長期性預金の預入による支出	△ 90
	譲渡性預金の取得による支出	△ 786,000
	譲渡性預金の払戻による収入	766,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,818
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 92
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 425
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 517
IV	資金に係る換算差額	△ 9
V	資金減少額	△ 8,655
VI	資金期首残高	43,350
VII	資金期末残高	34,695

小項目 No. 27 短期借入金の限度額

大項目	4. 短期借入金の限度額
中項目	短期借入金の限度額
小項目	27. 短期借入金の限度額
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p> <p>【年度計画】</p> <p>一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。 有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>

指標 27-1 一般勘定における短期借入金の実績

- 2013 年度の一般勘定における短期借入金の実績はない。

指標 27-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、2013 年 6 月に 391 億円、12 月に 225 億円、2014 年 2 月に 301 億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。

小項目 No. 28 不要財産の処分等の計画

大項目	5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
中項目	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
小項目	28. 不要財産の処分等の計画
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>区分所有の保有宿舍については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 25 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>区分所有の保有宿舍 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。広尾センターについては、平成 25 年度末までに現物納付する。所沢・筑波構外・駒ヶ根構外職員住宅については、処分の準備を進める。</p>

指標 28-1 不要資産の処分実績

- 区分所有の保有宿舍については、39 戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 4 億 1,700 万円を、「独立行政法人通則法」第 46 条の 2（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令」第 2 条の 4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規程に基づき、2014 年 3 月に国庫納付した。売却に当たっては、2010 年度、2011 年度、2012 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。

表 28-1 区分所有の保有宿舍 39 戸の国庫納付のプロセス

2013 年 8 月～10 月	不動産売却に係る一般競争の公示
10 月～12 月	入札、開札、売買契約締結、所有権移転登記
2014 年 3 月	売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付

- 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外の職員住宅について、中期計画（2014 年 3 月変更）において不要財産とし、処分の準備を始めている。なお、これらの財産は、自主的に処分を決定した駒ヶ根構外職員住宅を除き、「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣）において廃止する宿舍として指摘されたものである。
- 広尾センターについては、中期計画（2014 年 3 月変更）に基づき、2014 年度末までの国庫納付に向け手続きを進めている。

小項目 No. 29 重要な財産の譲渡等の計画

大項目	6. 前号に想定する財産以外の重要な財産を譲渡し、また担保に供しようとするときは、その計画
中項目	前号に想定する財産以外の重要な財産を譲渡し、また担保に供しようとするときは、その計画
小項目	29. 重要な財産の譲渡等の計画
【中期計画、年度計画】該当なし	

指標 29-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

2013 年度においては該当がなく、年度計画も策定していないことから、報告対象外とする。

小項目 No. 30 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

大項目	7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	-
小項目	30. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/ 年度計画	【中期計画】剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。 【年度計画】剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。

指標 30-1 剰余金の使途

独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）が生じる予定はない。

小項目 No. 31 施設・設備に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項										
中項目	(1) 施設・設備										
小項目	31. 施設・設備										
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p> <p>具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p>平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設・設備内容</th> <th style="width: 25%;">財源</th> <th style="width: 25%;">予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td style="text-align: right;">4,379</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">4,379</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p> <p>【年度計画】 国内機関等施設の建物診断、耐震診断等を実施する。</p>		施設・設備内容	財源	予定額	本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,379	計		4,379
施設・設備内容	財源	予定額									
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,379									
計		4,379									

指標 31-1 施設・設備の整備に関する実績

国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する 3 か所の施設（東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター）について、建物改修工事を実施した。また、北海道国際センター（帯広）についても設備の修繕を実施し、北海道国際センター（札幌）においては、外壁改修のための設計業務を実施し、施工監理契約を年度内に締結した。

小項目 No. 32 人事に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(2) 人事に関する計画
小項目	32. 人事に関する計画
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。 <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。 ② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。 ③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。 ④ 在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。

指標 32-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- 機構の人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を、2013年6月並びに12月の賞与及び7月の昇給に反映した。
- 人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、評価制度の理解と評価の目線合わせのための評価者研修（2014年2月）を、新任管理職32名を対象に実施するとともに、相談の受付を行った。また、2012年度導入の人事評価システムの利便性向上のため、改修及び操作手順書改訂を行った。
- 2013年度も、職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査（12月）の結果を広く機構内に周知し、上記研修等で活用した。回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じ（2010～2012年度も7割）、回答者の8割が女性にも男性にも働きやすい組織と感じている（2010～2012年度も7割）。また、新人事制度の理解度は7割であった（2010、2011、2012年度は5割、7割、7割）。

指標 32-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- 開発課題の高度化、複雑化に伴い、職員に求められる専門性も高度化しているため、2010年度にマネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度を設け、エキスパート職職員の専門性をいかせる部署への配属を推進している。2013年度は、機構内審査の結果、十分な専門性が認められた職員に対し、初めて3段階のエキスパート職区分の最上位区分の認定を行った。
- 適切な人事配置の前提となる職員の自律的なキャリア形成を促すため、若手職員に中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」を継続した。キャリア開発早期化と対象層拡大のため、対象者を従前の入構後10年程度から7～10年程度に前倒しするとともに、入構3年程度の職員に対するプレ・キャリア・コンサルテーションを継続した。また、2013年度に組織内公募7件を実施した（2012年度2件）。
- 特定職職系を活用し、研修監理等業務、派遣業務及び図書館関連業務等を円滑に遂行した。他方、適材適所の人材活用と意欲の向上のため、特定職から総合職への職系の転換に係る募集を行い、11名の転換を認定した。
- 高年齢者雇用安定法改正を踏まえた継続雇用制度を整備し、高年齢者の活用に向けた体制を整えた。

指標 32-3 職員の能力開発機会の提供状況

- 機構のモデル人材像（「国際協力のプロフェッショナル」）到達に必要な専門性の蓄積を促すため、上述のキャリア・コンサルテーションに加え、以下の各種研修を実施した。これら取組に際しては、既存の知見の共有や活用とともに、新たな知見の創造・蓄積・発信を促し、事業の成果や価値の最大化を通じ課題解決を図る組織運営（ナレッジマネジメント）の推進に努めた。
 - ① 階層別研修（経営職、執行職、基幹職、指導職、業務職向け）
 - 各階層の職員に求められる役割・知識・スキルの検証、2012年度の研修の教訓、専門人材の助言等を踏まえて研修計画を策定し、各階層昇格職員を対象に「階層別研修」を実施した。
 - 新卒採用、経験者採用、期限付採用職員向けの「導入研修」、エキスパート職登用職員の役割理解及び分野横断的ネットワーク構築に資する「エキスパート職群研修」等を実施した。
 - ② コアスキル・専門研修
 - 職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）及び研修体系の見直し結果に基づき、常設のコアスキル研修（「JICAアカデミー」）を開設した。また、専門能力の強化のためマクロ経済、財務分析、金融、会計等の「専門研修」を実施した。
 - 平和構築分野の「実務経験型専門研修」として、中堅職員を世界銀行に派遣した（1年間）。
 - ③ 語学研修
 - 集団語学研修及び自己研鑽支援を継続するとともに、新たに海外拠点のマネジメントを担う管理職職員を対象とした英語プレゼンテーション能力強化研修を開始した。
 - 機構のニーズに比べ人材層が薄いフランス語等の人材の育成のため、海外拠点赴任前に数か月単位の短期海外語学研修の機会を与えた。
- 海外投融資、外貨返済型円借款等の実施に当たり金融業務体制を整備・拡充するため、即戦力となる4名の金融系人材を採用したほか、金融分野の専門研修を行った。
- 海外拠点の現地職員向けに、人事・人材育成方針及び能力開発方針を作成した。2014年度から同方針に基づく取組を順次実施する予定。

指標 32-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

- 海外拠点勤務と家庭生活の両立の支援及び人的資源の効率的な活用のため、次世代育成行動計画推進委員会で改定した「JICA 行動計画」を踏まえ、夫婦の海外同一国赴任に関する検討を進めるとともに、配偶者の同行なしで子女を随伴する際に必要となる情報の提供に努めた。2013 年度末時点で、夫婦同一国赴任 6 組、夫婦近隣国・同一時期赴任 4 組、単身子連れ赴任 14 名を派遣中（2012 年度は各 3 組、2 組、12 名）。また、人事上可能な範囲との前提で、海外勤務中の社外配偶者と同一国へ 3 名を派遣中。
- 本部についても仕事と生活の調和の支援を促進するため、ニュースレターを通じた関連制度の周知、職員の取組の優良事例や成果の共有（6 回）、子ども参観日、マネープランセミナー等を実施。また、働き方改革、ワークライフバランス向上のため在宅勤務を 5 部署で試行し、2014 年度より順次本格導入を予定している。
- メンタルヘルスに関し、職員・スタッフの心の健康を保ち、活気ある職場づくりに取り組むための具体的な指針として、「JICA 心の健康づくり計画」を策定した。
- 機構の組織運営に関するジェンダーについては、女性の活躍をより促進するため、女性のキャリア・コンサルテーション強化を目的に、次世代育成ワークライフバランスメンター制度の改善を行った。2014 年度には本制度の活用及び女性向け研修の実施により、女性のキャリア形成支援を行っていく予定。

小項目 No. 33 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
小項目	33. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>① 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>

指標 33-1 前中期目標期間繰越積立金の使途

- 第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金（295億2,100万円）のうち、法令等に基づき、2012年6月に主務大臣より承認された238億5,100万円について、うち10億4,300万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費（費用的支出）の財源とすることが認められ、228億800万円は2011年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源として使用した。なお、第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額56億7,000万円は2013年7月に国庫納付済み。
- 2013年度は、10億4,300万円の承諾額のうち350万円を安全対策経費に、1億800万円を事業継続計画に係る経費として支出した。

指標 33-2 前中期目標期間繰越回収金の使途

- 第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68億300万円）のうち、法令等に基づき、2012年6月に主務大臣から承認された16億7,600万円について、第3期中期計画期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画である（なお、残額の51億2,700万円は2012年7月に国庫納付済み）。
- 2013年度は、16億7,600万円のうち国内拠点の改修のため2億600万円を支出した。

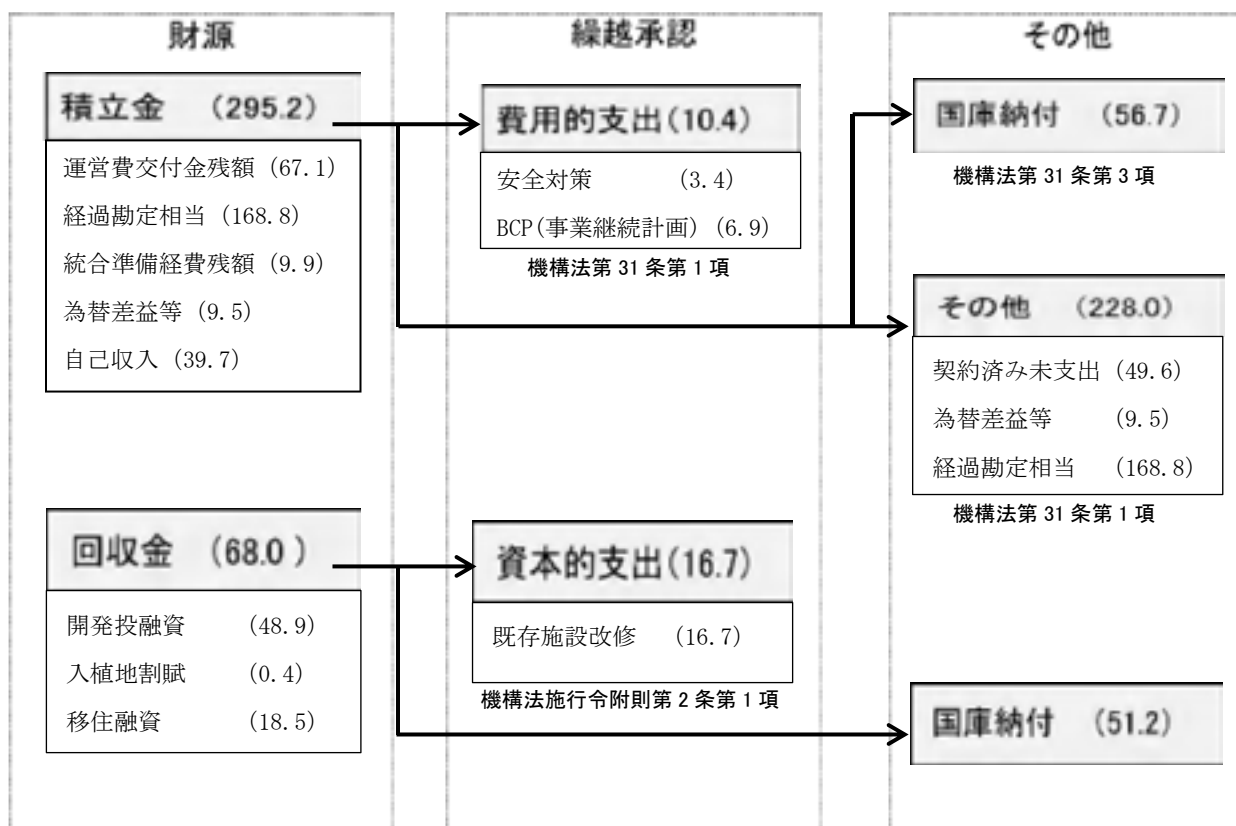


図 33-1 安全対策/事業継続計画/既存施設改修に関する財源措置 (単位：億円)

小項目 No. 34 中期目標期間を超える債務負担

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(4) 中期目標期間を超える債務負担
小項目	34. 中期目標期間を超える債務負担
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 【年度計画】 (なし)

指標 34-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

- 中期目標期間の最終年度において報告する予定であり、2013年度は報告対象外とする。

